

Title	〔民事訴訟法九〕定期預金の差押と預金の特定 (昭和三六年六月一六日東京地裁民七部判決、棄却)
Sub Title	
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.1 (1962. 1) ,p.101- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620115-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔民事訴訟法 九〕 定期預金の差押と預金の特定

（昭和三十六年六月一六日東京地裁民七部判決、棄却
判例時報二六六号二五頁）
（昭和三五年（ア）第八八〇号債権差押及び取立命令による取立請求事件）

【判旨】 預金の差押につき、預金を特定する必要があるが、特定の方法は、たとえば、預入日の最も古いものから預入日の順序に従って請求金額に満つるまで差押えるとか、金額の最も多いものから順次に請求金額に満つるまで差押えるというような、幅のある特定の仕方である。

【参照条文】 民訴五九六条

【理由】 本訴の主要な争点は、原告のなした債権仮差押がその効力を生じているかどうかである。原告のなした債権仮差押が、債務者たるMが被告T銀行に対して有する定期預金債権二〇〇万円のうち三一〇、四〇〇円を差押えたものであること、右仮差押当時MのT銀行に対する定期預金債権が別紙目録記載のとおり、一口の金額

五、〇〇〇円ないし五〇万円の計二四口、合計一〇六五、〇〇〇円であつて、特殊の定期預金などを含めてもその総額が一四〇、七五〇円にすぎないことは当事者間に争がないので、仮差押当時二〇〇万円の定期預金債権なるものは存在しなかつたこと明らかであるから、本件仮差押は存在しない債権を対象とするものであり、効力を生じない。もつとも、債権仮差押における被差押債権の表示は一分一厘正確に表示されていることを要せず、第三債務者において取引の通念上自ずから識別できる程度に特定されていれば足るものと解するのが相当であるが、本件の場合、別紙目録記載の二四口の定期預金中いずれの預金が如何なる割合で差押えられることになるのか全く不明で、全然被差押債権を特定することができないのであるか

ら、たまたま請求金額以上の定期預金債権があつたからといつて、直ちに本件仮差押を有効視することはできない筋合である。

原告は、右の点につき、銀行は第三者に対して預金者の預金の種類、金高などを絶対にもらさないのであるから、差押債権者としては被差押債権を特定する方法がない。したがつて、本件の場合のよりに、被差押債権以上の預金債権があるのに、被差押債権が特定しないからという理由で仮差押の効力を否定することは取引の安全を

害し、信義則上許されない。しかし、仮差押の場合、差押えるべき債権の種類及び数額を開示することは債権仮差押の要件である

(民法七四八、五九六条)。債権者は債務者について差押えるべき定期預金の

口数、金額などを明らかにすることができないわけではなく、債務者がこれを拒んだとしても、預入れの日時や金高の大小などを基準として、たとえば、数口の定期預金がある場合には、預入日の最も古いものから預入日の順序に従つて請求金額に満つるまで順次に差押えるとかいうような方法で、被差押債権を特定することができないわけではない。こうした技術を無視して、特定の困難に藉口して取引の安全や信義則を云々し、不特定の債権の差押も尚有効であるなどということは乱暴な議論であつて、かえつて銀行取引の安全を害するものという外はない。原告の所論は採用できない。

そして、本件の債権の本差押及び取立命令が右の仮差押に係る債

権そのものを対象としてなされたものであることは当事者間に争がないのであるから、仮差押に係る債権が前記のとおり不存在いし不特定で、仮差押命令がその効力を生じ得ないものである以上、本差押及び取立命令もその効力のないものであること勿論であるから、被告に対して取立権を有することを前提とする原告の請求は失当である。よつて請求棄却。

【批評】債権差押の場合債権者は被差押債権を特定せねばならぬ(民法五九六条)。被差押債権を具体的に特定しなければ執行を現実になしえないが故に、特定を必要とする。従つて特定は現実には執行を可能にする範囲内でなされれば充分である。本件においては銀行の定期預金が被差押債権である。債務者が第三債務者たる銀行に対し如何なる種類の如何なる額の預金をもつているかということは、銀行の預金に関する秘密保持義務との関係から債権者には明瞭ではない。そこで債権者は現実具体的に預金を特定することはできないことになる。かかる事実を前提として民法五九六条を嚴格に解するなら、銀行預金に対する差押は不可能となる。これを回避する方法は三つある。

第一の方法は、強制執行に限つて、複数の預金債権を合わせて、全体として一個の債権と考えることである(銀行取引セミナー、ジュリ、スト二三四号、六七、六八頁)。

しかしこの考え方は、正当ではない。実体的にみれば、預金は預金の種類、預金契約の異なるに従つて別個であるとみるべきである。実体的にいつて別個の債権を執行法上一個の債権として取扱うためには、相当の理由なき限り不可能である。銀行預金については後に述べる如く特定の可能性が存するのであるから、複数の預金を預金債権という一個の債権とみななければならない充分な理由はないものといわねばならない。従つて預金の種類により、更に、同じ種類の預金であつても口の違ひにより別個の債権とみるべきである。

第二の方法は、本判決の説く如く、特定の 방법에幅をもたせて、預入れの日時や、金高の大小などを基準として、たとえば、数口の定期預金がある場合には預入日の最も古いものから預入日の順序に従つて請求金額に満つるまで順次に差押えるとか、金額の最も多いものから順次請求金額に満つるまで差押えるとかいう方法で被差押債権を特定する。この方法によれば、差押申請に際して具体的に債権者は被差押債権を明示することはできないけれども、差押に必要な特定としては充分である。

第三の方法は、民法四八九条法定充当規定の類推適用である。即ち債権者は預金の差押申請に際して預金の明細を開示する必要がなく、法定充当の規定を類推して差押の効力を認めるべきである、とする方法である(ジュリスト前掲六)。(八一九頁参照)。この方法を否定するとすれば、債

権者が差押に際して債権を全く特定しなかつた場合又は第二の方法による特定をなさなかつた場合、預金の差押は現実になされえない。第二の方法による特定を債権者が現実に申請に際してなさなくても、第三の方法によれば、差押の対象を特定するに充分なのであるから、第三の方法を便宜的に認めることを否定する理由はない。そして第二、第三の方法は相互に相排斥するものと考えられる必要もない。蓋し、要は差押の対象たる債権が特定しうるか否かであつて、誰が、云換えれば、債権者が特定するのか、あるいは法律上特定されるのかは問題ではないからである。従つて債権者は、預金差押の申請に際して第二の方法によつて自ら預金を特定してもよいし、そうしなかつた場合は預金は第三の方法によつて特定されるものと解せられる。

第二、第三のいずれの方法による場合であつても銀行の店舗の債権者による指定は預金特定のため必要である。訴訟管轄につき事務所・営業所に特別裁判籍が認められていること(民法九条)、各店舗単位に取引がおこなわれ、そのため本店ではどの店舗と取引があるかを調査することが困難であるか、そうでなくても時間がかかること、債権者は、債務者がどの支店と取引しているか容易にわかること、等の取引の実情からして、債権者は債権特定のため差押の申請に際し第三債務者たる銀行の店舗を指定する必要がある(ジュリスト前掲六)。(七〇一―七二頁参照)。

勿論この点で、銀行は単一の法人であるから店舗を指定する必要がないともいえるけれども、逆に某銀行に預金しているらしいというだけの漠然としたねらいだけで申請する者迄保護する必要がないことジュリストの説く如くであると考ええる。

なおこの点について、昭和三〇年五月一九日大阪高裁は次の如き決定を下している(高裁民判集八卷)。「金銭債権の差押命令は、第三債務者に対し債務者に支払をすることを禁じ、又債務者に対しその債権の処分殊に取立をしてはならないことを命ずる効力を生ずるものであるから、差押命令には、差押債権が債務者の第三債務者に対する他の債権と区別できる程度にその種類と教額とが明示されなければならぬのであつて、差押債権がこの程度に特定されていないときは、債権差押の効力を生じないものといわなければならない。ところが神戸地裁昭和二七年(ル)第一六九号債権差押命令には「差押うべき債権の表示」として、「一、金五百万円也。債務者小嶋善吉が第三債務者株式会社伊予銀行大阪支店に対して有する、一、昭和二七年九月一五日約定の金五百万円の定期預金債権。一、昭和二七年九月二二日約定の金五百万円の定期預金債権。一、昭和二七年九月二四日約定の金五百万円の定期預金債権。右合計千五百万円の中金五百万円也。」と記載されてあつて、右三個の債権の内五百万円というに止まり、本件で問題となつて右九月一五日約定の

五百万円の定期預金債券の内何程を差押債権とするものか、その教額が示されていないから、右五百万円の債権の内差押えられるべき部分が特定されず、従つてこれについて差押の効力を生ずるに由がない。債権者は差押命令の申請について差押うべき債権の種類と教額とを明示してこれを特定することを要するものであつて、裁判所は申請の趣旨に基づいて差押の許否を調査するけれども、その債権の存否を認定するものではない。九月一五日約定の五百万円の定期預金債権の内実際に存在していた部分が客観的には定つていたとしても、差押命令にその部分が教額を示して特定されなかつた以上、この部分について有効な差押があつたものといふことはできない。しかし既に述べた如から、この判決には問題がある。債権者は差押の対象たる三つの債権を挙げるだけで、そのうちの債権を差押えるかを特定していない。そこで、この場合、民法四八九条三号を類推適用して、債権者は三つの定期預金債権を指摘してはいるけれども、第一の定期預金債権(昭和二七年九月一五日約定の金五百万円の定期預金債権)を差押えたものと理解すべきである。

ここで本判決に再び立帰えつてみよう。本判決は「こうした技術を無視して、特定の困難に藉口して取引の安全や信義則を云々して、不特定の債権の差押も尚有効であるなどということ、乱暴な議論であつて、かえつて銀行取引の安全を害するものという外はない」

として原告の所論を採^レ用していない。しかし既述の如く、原告が数個の定期預金債権を挙げて特に差押の対象たる債権を特定していない場合であつても、特定は可能なのである。したがつて、この点についてのみえば、かかる差押も亦有効なものといえよう。

そこで本件の問題点は、差押の対象たる定期預金債権が不特定であるから仮差押命令が効力を生じないという点にあるのではなく、仮差押にかかる債権が不存在であるという点にあるものといわねばならない。この点についてみるに、原告は訴外債務者Mが被告T銀行に対して有する定期預金債権二〇〇万円のうち三一〇、四〇〇円を仮差押したわけであるが、右仮差押当時Mは実は二〇〇万円では

なく、一四六〇、七五〇円の定期預金をもつていたにすぎない。二〇〇万円の定期預金が存在していなかつたから仮差押は無効であるというが、原告は現実にMがT銀行にどの程度の額の定期預金をもっているか容易に知りえないのであるから、定期預金の額の表示を絶対的なものと考えることは適切ではないであらう。もしこれを絶対的なものと解するならば、定期預金債権の具体的な特定・表示を差押命令申請の際に要求する場合と同様に實際上銀行預金に対する差押は不可能となるであらう。判旨に賛成しえない理由である。

(石川 明)